

見附市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月25日(水) 午後4時
2. 開催場所 見附市役所 4階 大会議室
3. 出席委員 9名
2番 渡邊和明 3番 佐藤 徹 4番 小林平仁
5番 三本友子 6番 齋藤義夫 7番 関谷常夫
9番 高橋行雄 10番 小杉義光 11番 櫻井政志
4. 欠席委員 3名 齋藤高央、三沢孝喜、山田久栄
5. 議事日程
 日程第1 会議録署名委員の指名について
 日程第2 報告1号 農地法第5条の規定による転用届出の受理について
 日程第3 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議第2号 農地法第4条の規定による許可申請の許可について
 議第3号 農地法第5条の規定による許可申請の許可について
 議第4号 農用地利用集積計画の決定について
 議第5号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

6. 農業委員会事務局職員

局長 北村保 次長 菊地民男 係長 葦澤亜紀子

7. 会議の概要

(午後4時 開会)

議長 (関谷会長) それではただ今から、令和6年12月の農業委員会総会を開会します。本日は、齋藤高央委員、三沢委員、山田委員より欠席の報告がありました。現在の出席委員は9名です。よって総会は成立しております。招集案内により出席していただいている、農地利用最適化推進委員におかれましては、地域の議案もありますので意見等ありましたら積極的な発言をお願いします。

はじめに、議事録署名委員の指名でございますが、議席番号、9番 高橋行雄委員、10番 小杉義光委員の2名をお願いします。

議長 (関谷会長) 報告に入ります。「報告第1号 農地法第5条の規定による転用届出の受理について」事務局より報告願います。

菊地次長 1番、申請地目は田、面積198㎡です。転用目的は住宅建築敷地です。権利種別は売買による所有権移転です。

2番、申請地目は田、面積54㎡です。転用目的は住宅建築敷地です。権利種別は売買による所有権移転です。

1番、2番とも市街化区域内にある農地であり、周辺地域に与える影響はないものと考え、審査の結果、適法な届出であると認められましたので受理したものです。報告は以上です。

議 長 事務局からの報告が終わりました。質問等ございませんか。

議 長 質問、意見がございませんので、以上で報告を終わります。

(議題の宣告)
議 長 議事に入ります。「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」上程します。事務局より説明願います。

菫澤係長 1番、申請地目は田、面積は 2000㎡です。
譲渡人は高齢で農地の整理を希望しており、耕作をしていた譲受人に売買することになりました。

2番、申請地目は田、他7筆、面積合計は 2996.99㎡です。
この所有権移転は、令和4年に今回の譲受人が譲渡人から購入した農地でしたが、農地の場所を誤って所有権移転したことがわかり、現在の所有者から買い戻すことになったものです。

以上の申請については、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。1番について、地区担当委員の小杉委員より補足説明をお願いします。

小杉委員 譲渡人は農地を相続しましたが、農地を耕作しておらず、また高齢であることから、以前から賃借契約を結んでいた譲渡人と話がまとまり売買することになりました。

議 長 2番について、地区担当委員の平井委員より補足説明をお願いします。

平井委員 譲受人は以前に農地を相続した際に、一部の農地を残して農地を整理し、今回の譲渡人に売買しましたが、誤って耕作するつもり農地も売買してしまったため、買い戻したいとのこと。譲受人は農機具等も所有しており耕

作していくことに問題はありません。

議 長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

議 長 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第 1 号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定します。

(議題の宣告)
議 長 次に、「議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の許可について」上程します。事務局より説明願います。

菊地次長 1 番、申請地目は田、計 2 筆、面積は 709 m²です。申請人は相続により取得した土地を調査したところ、作業所と倉庫が建ててある地目が農地であることが判明したものです。作業所は昭和 58 年頃に建築、倉庫は平成 11 年頃に建築され先代から使用されています。立地基準は住宅が連坦する区域内の農地で宅地化の状況などから第 3 種農地と判断されます。

2 番、申請地目は畑、計 5 筆、面積 490 m²です。申請人は相続により取得した土地を調査したところ、住宅の一部と農業用資材置場の地目が農地であることが判明したものです。住宅は昭和 42 年頃に建築され先代から使用されています。立地基準は住宅が連坦する区域内の農地で宅地化の状況などから第 3 種農地と判断されます。

資料として位置図、更正図の写し、土地改良区からの意見書、地元農家組合長から農地転用に関して支障がない旨の同意書等を添付してありますので、ご確認をお願いします。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。1 番について地区担当委員の鈴木委員より補足説明をお願いします。

鈴木委員 所有の農地を確認したところ、作業所・倉庫が建っているところが農地とわかり、今回の申請にいたりました。

議 長 続いて 2 番について、地区担当委員の佐藤剛委員より補足説明をお願いします。

佐藤委員 住宅の一部と農業資材置き場が、農地とわかり今回の申請となりました。周辺にも影響はなく問題ないと思います。

議 長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

議 長 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第 2 号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定します。

(議題の宣告)
議 長 次に、「議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の許可について」上程します。事務局より説明願います。

菊地次長 申請地目は畑、計 2 筆、面積 442.73 m²です。昭和 25 年頃より譲渡人の農地を譲受人が農作業所、育苗ハウスとして借りて使用。所有権移転に伴い育苗ハウスについては床にコンクリートを敷くということです。立地基準は住宅が連坦する区域内の農地で宅地化の状況などから第 3 種農地と判断されます。

資料として位置図、更正図の写し、土地改良区からの意見書、地元農家組合長から農地転用に関して支障がない旨の同意書等を添付してありますので、ご確認をお願いします。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。地区担当委員の小川委員より補足説明をお願いします

小川委員 譲受人は以前から農地を借用しており、譲渡人のお父様からは、自分の後に譲受人へ農地を渡してほしいという意向があったため、この度申請をするに至りました。

議 長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

議 長 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第 3 号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定します。

(議題の宣告) 次に、「議第 4 号 農用地利用集積計画の決定について」上程します。

議 長 説明に入る前に、見附市農業委員会会議規則第 14 条の規定に基づく議事参与の制限により、私、関谷と小林仁志委員は当該議案の審議終了まで退席します。私が退席の間は、見附市農業委員会会議規則第 5 条第 2 項により、議事進行は佐藤代理から努めていただきます。
佐藤代理、よろしく申し上げます。

(該当委員 退席)

佐藤代理 議長に指名されました、佐藤です。議事進行につきましては、ご協力お願いいたします。それでは「議第 4 号」について、事務局より説明願います。

菫澤係長 はじめに農用地利用集積計画による所有権移転です。
1 ページ目、1-1 番、1-2 番は同じ譲受人のため合わせて説明します。
1-1 番、地目は田、面積は 4,857 m²です。
1-2 番、地目は田、面積は 1,123 m²です。
譲渡人が農地の整理を考えていたところ、農地拡大を希望している譲渡人と話がまとまったものです。
1-3 番、地目は田、面積は 1,005 m²です。
譲渡人が農地の整理を考えていたところ、農地拡大を希望している譲渡人と話がまとまったものです。
1-4 番、地目は田、2 筆、合計面積は 1,845 m²です。
譲渡人は農地の整理を考えていたところ、農地拡大を希望している譲渡人と話がまとまったものです。
続いて 2 ページ目から相対による利用権設定です。
処理の都合上、始期により分けて議案を作成させていただきました。13 ページまでは令和 7 年 2 月 1 日が始期の利用権設定です。14 ページから 26 ページはそれ以外の始期になります。
相対の利用権の合計は 251 筆、合計面積は 372,622.10 m²です。
続いて 27 ページからは、農地中間管理事業である新潟県農林公社による集積一括方式の利用権設定です。

一括方式の利用権の設定は、109筆、合計面積は331,820㎡です。

農用地利用集積計画の利用権設定の合計は、

360筆、704,442.10㎡です。

これらは農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、要件を満たしており、適切であると考えます。

説明は以上です。

佐藤代理

事務局の説明が終わりました。1-1、1-2番については、地区担当委員である私から補足説明します。

1-1番については、譲渡人は今まで耕作を頑張ってやってきましたが、高齢になり体力的に続けていくことは難しいとのことで、農地拡大を希望している譲受人と話がまとまったものです。

1-2番は、譲渡人が農地を相続しましたが、農地を整理したいということで、1-1番と同じ農地拡大を目指している譲受人と話がまとまったものです。

佐藤代理

1-3番について、地区担当委員の小杉委員より補足説明をお願いします。

小杉委員

譲渡人は農地を相続しましたが、本人が農地を耕作・管理していくことが難しいため、以前から農地を耕作してもらっていた譲受人に売買することになったもので問題ありません。

佐藤代理

1-4番について、地区担当委員の平井委員より補足説明をお願いします。

平井委員

譲渡人は体力的に不安があったため、以前から農地を委託に出していました。高齢になってきたため農地の整理を考え、以前から委託していた譲渡人と話がまとまったものです。譲受人は、お父様と一緒に農業をやっており経営規模拡大を目指している方で問題ありません。

佐藤代理

事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

佐藤代理

質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第4号」について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

退席の委員の関係案件が終了しました。皆様のご協力により、議事進行を滞りなく終えることができました。ありがとうございました。
それでは、退席された関谷会長、小林委員は、入室をお願いします。

(該当委員 入室)

(議題の宣告)
佐藤代理 次に、「議第 5 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」上程します。事務局より説明願います。

菰澤係長 促進計画の作成については、農業委員会から意見を聴くこととされていますので、市から農業委員会の意見が求められているものです。受け手側の変更があったため、移転による促進計画です。
利用権の移転は 2 筆、合計面積は 13,289 m²です。

これらは農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしており、適切であると考えます。説明は以上です。

佐藤代理 事務局の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

佐藤代理 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第 5 号」について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

(閉会宣告)
議 長 本日の日程は全て終了いたしました。以上で令和 6 年 12 月の農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 4 時 30 分 閉会)

議事録に相違ないものと認め、ここに署名致します。

議 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____

議事録調製者（係長） _____